

# 白河市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱

平成21年白河市告示第117号

改正

令和5年3月28日要綱第60号

令和5年8月25日要綱第27号

令和6年3月22日要綱第61号

(目的)

第1条 この要綱は、市内に存する住宅の所有者が当該住宅の耐震診断及び補強計画（以下「耐震診断等」という。）を希望する場合、予算の範囲内において耐震診断者を派遣して耐震診断等を実施することにより、住宅の地震に対する安全性の確保・向上を図り、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 国土交通省住宅局建築指導課監修、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 補強計画 耐震診断の結果を踏まえ、所有者の住まい方に適した効率的な補強箇所の明示及び概算工事費の算出をすることをいう。
- (3) 耐震診断者 耐震診断等を行う者（建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第23条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する建築士で、かつ、福島県が実施する木造住宅耐震診断等の業務に必要な講習を受講した者のうち、福島県木造住宅耐震診断者名簿に登録された者に限る。）をいう。

(対象住宅)

第3条 耐震診断者の派遣対象となる木造住宅（以下「対象住宅」という。）は、市内に存し、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 所有者が自ら居住する住宅（診断後に居住する見込みの場合も含む。）
- (2) 昭和56年5月31日以前に工事に着手し建築された戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）
- (3) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による3階建て以下の住宅
- (4) 昭和56年6月1日以後に、増改築（構造的に分離した増築は除く。）を行っていない住宅
- (5) 過去に、この要綱に基づく耐震診断等を受けていない住宅

(業務の委託)

第4条 市長は、本事業に関する業務の一部を次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する耐震診断者派遣機関に委託することができる。

- (1) 法第23条に基づき登録された建築士事務所が主な構成員である団体
- (2) 法第27条の2第1項の規定に基づく建築士事務所協会
- (3) 耐震診断者の派遣を業務とする特定非営利活動法人

2 前項における耐震診断者派遣機関への委託が困難な場合には、耐震診断者が所属する建築士事務所に直接委託できるものとする。

(派遣の申込み)

第5条 この要綱に基づき耐震診断者の派遣を希望する対象住宅の所有者（当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者がそれらの者のうちから選任した代表者1人をいう。）は、構造的に独立した棟毎に、白河市木造住宅耐震診断者派遣申込書（第1号様式）により市長に申し込まなければならない。

(派遣の決定)

第6条 市長は、前条の規定による派遣の申込みがあったときは、派遣する耐震診断者を決定し、白河市木造住宅耐震診断者派遣決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により当該申込者（以下「派遣依頼者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、決定通知書の内容に変更が生じたときは、当該通知書の内容を変更することができる。

(派遣の辞退)

第7条 派遣依頼者は、決定通知書を受けた後において耐震診断者の派遣を辞退するときは、速やかに白河市木造住宅耐震診断者派遣辞退届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(派遣決定の取消)

第8条 市長は、派遣依頼者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第65条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付して、白河市木造住宅耐震診断者派遣決定取消通知書（第4号様式）により当該派遣依頼者に通知するものとする。

(耐震診断者の派遣)

第9条 市長は、第6条第1項の耐震診断者を決定したときは、速やかに当該耐震診断者を派遣しなければならない。

(派遣に要する費用負担)

第10条 耐震診断者の派遣を受けた派遣依頼者は、一つの耐震診断につき8,000円を、

耐震診断終了後に当該耐震診断者へ直接支払うものとし、その他耐震診断者の派遣に要する費用は市が負担するものとする。

(耐震診断等の結果の通知)

第11条 市長は、耐震診断等の結果を白河市木造住宅耐震診断者派遣事業耐震診断等結果通知書(第5号様式)により当該派遣依頼者に通知するものとする。ただし、耐震診断により上部構造評点が1.0以上で、かつ、地盤又は基礎に重大な注意事項がない場合は、補強計画は、作成しないものとする。

(派遣依頼者に対する情報の提供、助言及び勧告)

第12条 市長は、派遣依頼者に対して、耐震診断等の結果に基づき対象住宅の地震に対する安全性の確保のために必要な情報の提供、助言及び勧告を行うことができる。(耐震診断者の責務)

第13条 耐震診断者は、耐震診断等を行う際に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 耐震診断者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当該耐震診断等に関し、派遣依頼者から第10条に規定する負担費用以外の金銭等を受け取ること。

(2) 派遣依頼者に対し、不必要な改修を勧めること。

(3) その他耐震診断者としてふさわしくない行為を行うこと。

3 耐震診断者の所属する建築士事務所(当該建築士事務所の開設者等が関係する建設会社を含む。)は、当該耐震診断者が耐震診断等を行った住宅の耐震改修工事及びこれらに類する工事を行ってはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年白河市告示第86号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月28日要綱第60号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年8月25日要綱第27号)

この要綱は、令和5年8月25日から施行し、令和5年8月1日から適用する。

附 則(令和6年3月22日要綱第61号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。